

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
令和6年度 自動運転車等に係る交通事故 分析及び道路構造からの再発防止策検討 業務	支出負担行為担当官 山本 巧 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.7.3	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8 住 友水道橋ビル8F	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、関係省庁、自動運転車等に係る事業者と連携し、自動運転車 等に係る交通事故等に関するデータや情報の収集・分析を行う。また、レ ベル4自動運転等の実現にあたり道路構造や道路交通環境が自動運転 車等に及ぼす影響や事故発生リスクについて整理する。これらの結果から 事故防止策の検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、自動運転車等における交通事故の発生要因 の分析及び事故の再発防止策の検討に必要な知識と、分析・検討の裏付 けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 自動運転車を含む自動車の交通事故に関して、道路交通法第百八条の 十三により交通事故の発生に関するデータを有しているのは(公財)交通 事故総合分析センターのみである。 また、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四に より ①交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の 交通事故に関係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に 資するための調査を行うこと ②交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査 に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分 析すること ③交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交 通事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本業務の遂行にあつての十分な情報、知識及び専門的な 技術を有している唯一の機関である。 以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである。	29,997,000	29,700,000	99.01%	-	公財	国認定	1者	
令和6年度 社会変化に対応した駅前広場 計画検討業務	支出負担行為担当官 内田 欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.7.4	共同提案体 (公社)日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、「交通結節機能」および「都市の広場としての機能」をもつもの としての、駅前広場を計画対象とした「駅前広場計画指針」(平成10年策 定)について、策定当時の社会変化を考慮に入れたうえで、その課題 と更新・追加すべきポイントについて整理し、社会情勢に適合した駅前広 場の計画および整備等を促進するものである。 本業務の履行にあたっては、「駅前広場計画指針」策定以降の、社会状 況の変化を踏まえた駅前広場に求められる役割の変遷についての整理 や、近年駅前広場を整備した事業者・自治体からの広場計画と現行指針 の関係性および現行指針への要望の聞き取りなど、高度な知識・技術を有 していることなどが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染ま ず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、 特定テーマに対する企画提案等を評価し、議員者を選定できる企画競争 により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和6年5月24日から6月10日までの期間、庁 舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集 したところ、13者が業務説明書の交付を求め、6月10日までに1者から企 画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価 者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争 有識者委員会」に諮った結果、令和6年度社会変化に対応した駅前広場 計画検討業務日本交通計画協会・パシフィックコンサルタンツ共同提案体 が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂 行できる能力を有していると判断できることから同者が特定された。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算お よび会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものであ る。	14,982,000	14,982,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
駅前広場等の交通結節点における自動運 転技術の活用に向けた実証実験調査業務	支出負担行為担当官 内田 欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.7.9	共同提案体 (公社)日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	本業務は、様々な交通モードや複数系統の路線バス等が混在する駅前広 場や公共交通と他モードの乗り換え拠点等の交通結節点(以下、「駅前広 場等」という。)において、手動運転車両と自動運転バスが混在する際の駅 前広場等の広場形状や専用空間、優先ルールのあるり方等に関する実証 実験を行い、駅前広場等における自動運転バスの走行性や社会需要等 に関する検証を行うことを目的とするものである。 本業務を行うにあたっては、都市交通政策に関する業務を行った実績を 有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテ マ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する 企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競 争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、 妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案に についても、的確性及び実現性に優れていると判断したこと。また、本業務 の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競 争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を特定したもので ある。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第10 2条の4第3号に基づき、駅前広場等の交通結節点における自動運転技 術の活用に向けた実証実験調査業務日本交通計画協会・パシフィックコン サルタンツ共同提案体と随意契約を行うものである。	39,722,100	39,644,000	99.80%	-	公社	国認定	1者	
令和6年度水道分野の国際協力検討事業	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.7.30	共同提案体 (公社)国際厚生事業団 他1者 東京都中央区銀座7丁目17-14	1010405010138	本業務の実施にあたり、途上国における水道整備に関するプロジェクトの 多面的解析、水道整備に係る課題やニーズ等を整理し、今後数十年先を 見通した水道開発・改善事業の計画作成等、高度な知見が求められること から、今般企画競争による手続きを行った。その結果、上記相手方は業務 の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的 確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会にお いて特定された。よって、本業務を適切に行えるものとして、上記相手方と 随意契約を行うものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	13,541,000	13,461,908	99.42%	-	公社	国認定	1者	
令和6年度2027年国際園芸博覧会政府 出展準備に係る業務	支出負担行為担当官 内田 欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.8.9	(公社)2027年国際園芸博覧会協会 神奈川県横浜市中区住吉町1-13	3020005015278	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、2027年国際園芸博覧会(以下、「本博覧会」)の中核を構成す る開催国政府としての出展(以下、「政府出展」)を国土交通省及び農林水 産省で連携して実施するため、屋外展示の実施設計の策定及び管理運 営・広報・行儀事に係る方針の検討を行うものである。 本件における随意契約理由は、公共調達の適正化について(平成18年財 計第2017号)1(2)①イ(イ)に掲げる「法令の規定により、契約の相手方が 一に定められているもの」に該当する。公益社団法人2027年国際園芸博 覧会協会は「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のた めに必要な特別措置に関する法律(以下、「園芸博法」)」第2条第1項の 規定に基づき、本博覧会の準備及び運営、それらに附帯する業務を担う 実施主体として指定されている。 本業務の履行にあたっては、開催国政府としての出展である政府出展が、 各国及び国内の賓客接遇等を担うことが想定されることから、会場全体の 施工及び運営等と調整を図りつつ、円滑かつ効果的な整備、接遇、運営 等を図ることが必要である。そのため、本業務を担うことができる法人は、 園芸博法に基づき、実施主体として指定された公益社団法人2027年国 際園芸博覧会協会以外に存在しない。また、過去に国内で開催された国 際博覧会又は開催を予定している国際博覧会のいずれにおいても、法律 に基づき指定された実施主体に対し、政府出展に係る業務が委託され、 検討が進められている。 以上の理由から、本業務については、公益社団法人2027年国際園芸博 覧会協会が唯一の契約相手方であり、会計法第29条の3第4項及び予算 決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、随意契約を行うものであ る。	149,501,000	149,501,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
トラック輸送における取引環境の改善及び 運転者の長時間労働抑制のための調査業 務～トラック輸送におけるアンケート調査業 務～	支出負担行為担当官 九州運輸局長 原田 修吾 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	R6.8.19	(公財)九州経済調査協会 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	5290005000838	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、企画競争のため、左記業者と随意契約を行うものである。	2,932,292	2,932,292	100.00%	-	公財	国認定	3者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
流域治水・グリーンインフラに関する研修支 援業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 大阪府大阪府中央区大手前3丁目1番41 号 大手前合同庁舎	R6.8.22	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24 ロフテア中央ビル	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、琵琶湖及び大和川流域をフィールドとして、小さな自然再生を 活用した地域との協働による生態系保全活動を通して、流域治水及びグ リーンインフラの取組を活用し、技術系職員の技術力向上を図る業務であ る。 本業務の契約方式は、企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評 価し、契約の相手方を特定する企画競争方式である。 参加可能業者が12,824者以上あることを確認のうえ、企画提案書の提出 を公募したところ、申請期間内に3者から説明書等の交付依頼があり、2 者から企画提案書の提出があった。 提出された企画提案書を評価した結果、上記業者の提案が他者に比べて 総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の 相手方とするものである。	5,434,000	5,390,000	99.19%	-	公財	国認定	2者	
令和6年度 鉄道の土構造物の設計に関す る調査研究	支出負担行為担当官 千葉 信義 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.8.28	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鉄道構造物の設計に係る技術基準については、「鉄道に関す る技術上の基準を定める省令(平成13年12月25日付け国土交通省令第 151号)」第24条の解釈基準において、鉄道構造物等設計標準(以下「設計 標準」という。)が位置付けられている。 現行の設計標準(土構造物)は平成19年に改訂され、改訂後15年以上が 経過している。この間に蓄積された新たな技術や知見を設計標準(土構造 物)に反映させる必要である。 本業務は、近年の気候変動を踏まえた盛土の安定性評価、新技術を用 いた鉄道土構造物の施工管理手法の検討等の設計・施工管理法に関す る新たな知見を設計標準に反映させるための調査研究を行うことを目的と している。 鉄道土構造物の設計に関する調査の目的及び内容に鑑みれば、本請負 業務を遂行する者には、土構造物のみならず、鉄道構造物に関する総合 的かつ実践的な知見、鉄道構造物の設計・施工に関する研究の成果、最 新の技術開発に基づく施工技術、維持管理データの蓄積が求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、鉄道構造物に関する総合的かつ 実践的な知見を有しており、既往の鉄道構造物の設計標準の原案を作成 し、その基礎である調査研究成果、作成検討過程を集約しているため、本 調査の実施が可能なのは国内で唯一、同研究所に限られ、競争性の確保 は極めて困難と判断される。 当該法人は、参加者の有無を確認する公募手続きに基づき選定された法 人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さ ない場合に該当する。	24,989,179	24,970,000	99.92%	-	公財	国認定	1者	
令和6年度 鉄道トンネルの維持管理に関 する調査研究	支出負担行為担当官 千葉 信義 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.8.28	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鉄道構造物の維持管理に係る技術基準は、「鉄道に関する技 術上の基準を定める省令(平成13年12月25日付け国土交通省令第151 号)」第87条の解釈基準に鉄道構造物等維持管理標準(以下「維持管理標 準」という。)が位置付けられている。維持管理標準には、鉄道構造物の維 持管理の原則から各検査、措置、記録まで維持管理の一連の基本的事項 が規定されている。 トンネルをはじめとする鉄道土木構造物は、明治から昭和初期及び高度 経済成長期に建設されたものが多く、高齢化を迎えており、劣化が進行 する兆候をいち早く捉えることが必要であることから、全般検査の高度化、 効率化技術等が求められているところである。 本業務では、このような状況を踏まえ、全般検査の高度化、効率化技術 の調査や新手法等による補修・補強事例の調査を行い整理することによ り、維持管理標準の補足としての手引きを作成するための調査研究を行う ことを目的とする。 鉄道トンネル構造物の維持管理に関する調査の目的及び内容に鑑みれ ば、本請負業務を遂行する者には、トンネル構造物のみならず、鉄道構 造物に関する総合的かつ実践的な知見、鉄道構造物の設計・施工に関する 研究の成果、最新の技術開発に基づく施工技術、維持管理データの蓄積 が求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、鉄道構造物に関する総合的かつ 実践的な知見を有しており、既往の鉄道構造物の設計標準の原案を作成 し、その基礎である調査研究成果、作成検討過程を集約しているため、本 調査の実施が可能なのは国内で唯一、同研究所に限られ、競争性の確保 は極めて困難と判断される。 当該法人は、参加者の有無を確認する公募手続きに基づき選定された法 人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さ ない場合に該当する。	13,010,712	12,980,000	99.76%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
令和6年度 鉄道の基礎構造物の設計に關 する調査研究	支出負担行為担当官 千葉 信義 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.8.28	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鉄道構造物の設計に係る技術基準は、「鉄道に関する技術上の 基準を定める省令(平成13年12月25日付付(国土交通省令第151号)」第 24条の解説基準に鉄道構造物等設計標準(以下「設計標準」という。)が位 置付けられている。 現行の設計標準(基礎構造物)は平成21年に改訂され、改訂後10年以上 が経過している。この間に蓄積された新たな技術や知見を検証し設計標準 (基礎構造物)に反映させる必要がある。 本業務は、過去の調査結果から得られた設計限界値を使用し、鉄道基 礎構造物の安全性、使用性、復旧性に関する地盤抵抗係数の提案や検証 等を行い、その結果を設計標準(基礎構造物)に反映させるための調査 研究を行うことを目的としている。 鉄道基礎構造物の設計に関する調査の目的及び内容に鑑みれば、本請 負業務を遂行するには、基礎構造物のみならず、鉄道構造物に関する 総合的かつ実践的な知見、鉄道構造物の設計・施工に関する研究の成 果、最新の技術開発に基づく施工技術、維持管理データの蓄積が求めら れる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、鉄道構造物に関する総合的かつ 実践的な知見を有しており、既往の鉄道構造物の設計標準の原案を作成 し、その基礎である調査研究成果、作成検討過程を蓄約しているため、本 調査の実施が可能なのは国内で唯一、同研究所に限られ、競争性の確保 は極めて困難と判断される。 当該法人は、参加者の有無を確認する公募手続きに基づき選定された法 人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さ ない場合に該当する。	34,101,189	34,100,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
広域連携まちづくり検討調査業務	支出負担行為担当官 内田 敦也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.9.9	共同提案体 (公財)都市計画協会 東京都千代田区紀尾井町3-32	5010005018899	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、現在の都市計画や立地適正化計画の中で広域連携を効果 的に実施している事例を調査し、さらに公共施設等総合管理等各种施策と 連携を行って広域連携を行っている事例を調査した上で、そういった事例 ができた要因と効果を分析し、さらにこれを機展開していくための方策を検 討することで、広域連携によるまちづくりを今後展開していくための参考資 料を作成するものである。 本業務の履行にあたっては、社会状況の変化を踏まえた都市計画、立 地適正化計画の役割の深化並びに広域的な視点の重要性についての理 解や、各自治体の取組状況、地理的特性や都市の土地利用と広域連携 の関係性の整理、専門的な聞き取り調査など、高度な知識・技術を有して いることなどが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、 配置予定者の経歴及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特 定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争に より発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和6年7月18日から8月7日までの期間、庁舎 内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集し たところ、15者が業務説明書の交付を求め、8月7日までに1者から企画 書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3 名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識 者委員会」に諮った結果、広域連携まちづくり検討調査業務共同提案体 が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂 行できる能力を有していると判断できることから同者が特定された。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算お よび会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うもので ある。	19,962,800	19,866,000	99.52%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
都市計画及び立地適正化計画の適切な見直し方策の整理・検討業務	支出負担行為担当官 内田 敬也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.9.12	共同提案体 (公財)都市計画協会 東京都千代田区紀尾井町3-32	5010005018899	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、都市計画施設に係る事業着手状況や見直し状況、また立地適正化計画の評価、見直しの状況をとりまとめ、地方公共団体における適切な見直しに向けた改善方策を検討し、都市計画施設や立地適正化計画を社会情勢に応じて見直していくための自治体向けの参考資料を作成するものである。 本業務の履行にあたっては、全国の都市計画施設の決定・見直し状況や立地適正化計画評価状況について、各自治体の取組状況や特性を整理、聞き取り調査を行い、分析したうえで、社会状況の変化を踏まえた都市計画及び立地適正化計画の見直しに求められる事項を整理することを求めている。こうした整理・調査・分析にあたっては、高度な知識・技術を有していることなどが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表、その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和6年6月28日から7月19日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、14者が業務説明書の交付を求め、7月19日までに3者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に語った結果、都市計画及び立地適正化計画の適切な見直し方策の整理・検討業務共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できることから同者が特定された。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	34,983,300	34,892,000	99.74%	-	公財	国認定	3者	
地域経済活性化に向けた事業者間におけるデータ連携等の促進に向けた実証事業	支出負担行為担当官 鯉光 芹次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号	R6.9.17	(公財)日本観光振興協会 東京都港区虎ノ門3丁目1番1号	7010005003668	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合	49,804,040	49,804,040	100.00%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。